

第55号議案

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和8年6月29日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

認証保育所等の保育施設を利用する児童の保護者に対する補助の上
限額を引き上げる必要がある。

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する 条例

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例（平成10年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「（前項）」を「（当該児童）」に、「の場合」を「（以下単に「施設等利用給付認定保護者」という。）の場合」に改め、同項ただし書を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる当該児童の保護者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 子ども・子育て支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就
学前子どもに係る施設等利用給付認定保護者 73,300円

イ 子ども・子育て支援法第30条の4第3号に掲げる小学校就
学前子どもに係る施設等利用給付認定保護者 73,700円

ウ ア又はイのいずれにも該当しない保護者 70,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条第2項の規定は、令和8年10月以後の月分の補助について適用し、同月前の月分の補助については、なお従前の例による。